

入札時における最低制限価格について

契約事務規則第30条第1項の規定に基づき、入札時における最低制限価格の設定について、下記のとおり変更しましたので、お知らせいたします。

記

1 変更事項

【最低制限価格】

旧: 予定価格の10分の9から10分の7.5の範囲内

新: 予定価格の10分の9.2から10分の7.5の範囲内

2 対象となる契約

▶ 令和6年1月1日以降に指名する案件

対象案件については、発注図書にてお知らせしますので必ずご確認ください。

3 設定方法

予定価格の**75%~92%**の範囲内において、原則、以下の算式を標準として設定します。

【直接工事費の97%】+【共通仮設費の90%】+【現場管理費の90%】+【一般管理費等の68%】

⚠ 解体工事については、上記算式の直接工事費は80%で算出します。

⚠ 予定価格の内訳に発生材(有価物)売却費が含まれる場合は、当該費用を算定した額に合算します。

⚠ 建築工事(建築設備工事を含む)については、直接工事費に現場管理費に相当する額(以下『現場管理相当額』)が一部含まれているため、予定価格の直接工事費から現場管理相当額を差引いた額を直接工事費とし、予定価格の現場管理費に現場管理相当額を加えた額を現場管理費として算定いたします。

▶ 現場管理相当額=直接工事費の**10%**とします。(昇降機設備工事は**20%**)